第十四・十五条　美術の著作物に関する著作者の追及権

両締約国は、美術の著作物の原作品の再販売による利益を受ける権利に関する問題並びに欧州連合及び日本国における当該問題の状況について意見及び情報を交換することに合意する。

第十四・十六条　集中管理

両締約国は、次のことを行う。

(a)　双方の集中管理を行う団体の間で協力を促進する重要性を認識すること。

(b)　集中管理を行う団体の透明性を高めることに合意すること。

(c)　集中管理を行う団体が直接に又は集中管理を行う他の団体を通じて代表する権利者について、当該集中管理を行う団体が当該権利者を無差別に待遇することを促進するよう努めること。

第十四・十七条　既存の対象事項の保護

1　各締約国は、ベルヌ条約第十八条及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定を、著作物、実演及びレコード並びにこの款の規定によって要求されるこれらの対象事項に関する権利及び当該対象事項に与えられる保護について準用する。

2　締約国は、この協定の効力発生の日に自国の領域において公共の領域（パブリック・ドメイン）にある対象事項については、保護を回復することを要求されない。

第二款　商標

第十四・十八条　商標により与えられる権利

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用すること（注）の結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

注　この条の規定の適用上、これらの標識を「使用すること」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入し、及び輸出することを含む。

第十四・十九条　例外

各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用（注）のような限定的な例外を定めることができる。

注　記述上の用語の公正な使用には、工業上又は商業上の公正な慣習に基づく商品又はサービスの地理的原産地を表示するための標識の使用を含む。

第十四・二十条　侵害とみなす予備行為

各締約国は、ラベル及び包装に関し、登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて当該登録された商標と同一又は類似の標識を商業上使用し、又は使用させることを目的として、当該同一又は類似の標識を付する（注）ラベル又は包装につき、少なくとも次の予備行為が当該登録された商標の権利者の承諾を得ることなく行われた場合には、これらを当該登録された商標の侵害とみなすことを定める。

注　この条の規定の適用上、日本国については、「付する」とは、表示することをいう。

(a)　製造

(b)　輸入

(c)　提示（注）

注　この条の規定の適用上、欧州連合は「提示」を提供又は市場における提供とみなし、日本国は「提示」を譲渡とみなす。

第十四・二十一条　広く認識されている商標

両締約国は、パリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3に定める広く認識されている商標の保護を実施するため、千九百九十九年の第三十四回ＷＩＰＯ加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びＷＩＰＯの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を確認する。

第三款　地理的表示

第十四・二十二条　適用範囲

1　この款の規定は、両締約国を原産地とするぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料（注1）及び農産品（注2）の地理的表示の認定及び保護について適用する。

注1　この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一パーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。

注2　この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品（アルコール飲料を除く。）をいう。

2　この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

3　附属書十四―Ｂに掲げる一方の締約国の地理的表示は、他方の締約国が附属書十四―Ａに掲げる他方の締約国の法令に従って保護する商品の種類に該当する場合には、この協定に基づいて他方の締約国が保護する。

第十四・二十三条　地理的表示の保護に関する制度

1　各締約国は、自国の領域において、地理的表示の登録（注）及び保護のための制度を定め、又は維持する。

注　この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「登録」及び「登録する」を、それぞれ、日本国の関係法令に規定する「指定」又は「保護の確認」及び「指定する」又は「保護を確認する」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

2　1に規定する制度には、少なくとも次の要素を含める。

(a)　登録された地理的表示の表を公衆に利用可能なものとする公式の手段

(b)　ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを(a)に規定する登録が行われる地理的表示が特定することを確認する行政上の手続

(c)　異議申立ての手続（第三者の正当な利益を考慮することを認めるもの）

(d)　地理的表示の保護についての取消し（注1）の手続（第三者及び問題となっている登録された地理的表示の使用者の正当な利益を考慮するもの）（注2）

注1　この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「取消し」を日本国の関係法令に規定する「保護の適用除外」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

注2　各締約国は、1に規定する制度に関する自国の法令の適用を妨げることなく、地理的表示の登録を無効とするための法的手段を確保する。

第十四・二十四条　地理的表示の表

1　日本国は、附属書十四―Ｂ第一編第Ａ節及び第二編第Ａ節に掲げる欧州連合の地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、当該欧州連合の地理的表示が、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、及び前条に規定する制度に基づいて欧州連合が登録している地理的表示であることを認める。日本国は、この款の規定に従って当該欧州連合の地理的表示を保護する。